

千葉県労働委員会 令和3年活動状況

労働委員会は、公正・中立な立場で、働く方(労働者)と事業主(使用者)との間に生じたトラブルが早期解決するようお手伝いしています。職場において、当事者間で問題解決ができないときは、労働委員会の制度をご活用ください。

令和3年中の活動状況についてお知らせします。

1 不当労働行為事件の審査

使用者が不当労働行為を行ったとして、労働組合等が労働委員会に対し、救済の申立てを行う制度です。

取扱件数			終結状況					翌年への 繰越し
前年からの繰越し	新規申立て	計	命令	却下	和解	取下げ	計	
3	3	6	2	0	1	0	3	3

- 新規申立ては3件で、前年からの繰越し3件を含めた6件のうち、3件が年内に終結し、3件は翌年への繰越しとなりました。
- 当委員会では審査の期間の目標を1年3月以内としており、終結事件の平均処理期間は436日(約1年2月)でした。

2 労働争議の調整

労働組合と使用者との間で生じたトラブルの自主解決が困難になった場合に、労働委員会が公正・中立な機関として双方に歩み寄りを促し、紛争解決を支援する制度です。

取扱件数			終結状況					翌年への 繰越し
前年からの繰越し	新規申請	計	解決	打ち切り	取下げ	不開始	計	
1	4	5	1	1	2	0	4	1

- 新規申請は4件で、前年からの繰越し1件を含めた5件のうち、4件が年内に終結し、1件は翌年への繰越しとなりました。
- 終結の状況は解決が1件、打ち切りが1件、取下げが2件であり、平均係属日数は78.3日でした。
- 主な調整事項は、賃金等や給与以外の労働条件、団体交渉の促進などとなっています。

3 個別的労使紛争のあっせん

労働者個人と使用者との間で生じたトラブルの自主解決が困難になった場合に、労働委員会が公正・中立な機関として双方に歩み寄りを促し、紛争解決を支援する制度です。

取扱件数			終結状況					翌年への 繰越し
前年からの繰越し	新規申請	計	解決	打ち切り	取下げ	不開始	計	
2	10	12	3	8	0	0	11	1

- 新規申請は10件で、前年からの繰越し2件を含めた12件のうち、11件が年内に終結し、1件は翌年への繰越しとなりました。
- 終結の状況は解決が3件、打ち切りが8件であり、平均係属日数は47.7日でした。
- 主なあっせんを求める事項は、パワー・ハラスメント・嫌がらせや退職などとなっています。

【お問合せ先】

千葉県 労働委員会事務局 審査調整課 (千葉県庁南庁舎7階)
 電話 : 043-223-3735 FAX : 043-201-0606